○環境省令第六号

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第五の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十七日

環境大臣　石原　宏高

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第十八条　令別表第五の備考の環境省令で定める一時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して一時間吸引して行うものとする。 一～四　（略） 五　オキシダント　紫外線吸収法又はエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器 2・3　（略）	**第十八条**　令別表第五の備考の環境省令で定める一時間値の算定は、次の各号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して一時間吸引して行うものとする。 一～四　（略） 五　オキシダント　日本産業規格Ｂ七九五七に定める濃度の中性燐酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であつて日本産業規格Ｂ七九五七に定める方法により校正を行つたもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器 2・3　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省
環境省告示第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、デクロランプラスの容器、包装又は送り状にデクロランプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（令和七年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、同令の施行の日（令和八年六月十七日）から施行する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　デクロランプラス（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第１条第１項第40号に規定する化学物質をいう。以下同じ。）であること及びデクロランプラスが第一種特定化学物質であること。	第１　デクロランプラス（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第１条第１項第39号に規定する化学物質をいう。以下同じ。）であること及びデクロランプラスが第一種特定化学物質であること。

その他告示

○外務省告示第八十八号

令和八年二月十九日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億千三百万円
3　贈与の供与期限　令和十年二月二十九日
4　署名者
日　本　側　田島浩志在フィジー大使
フィジー側　ラトゥ・アトニオ・ランビジ・ラランバラヴ保健・医療サービス大臣

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第八十九号

令和八年二月十八日にコロニアで、ミクロネシア連邦における一次医療機関における妊産婦保健医療サービス強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合人口基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　一次医療機関における妊産婦保健医療サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億三千三百万円
3　署名者
日　本　側　籠宮信雄在ミクロネシア大使
国際連合人口基金側　ビィディシャ・ピライ太平洋事務所代表

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第九十号

令和八年二月二十三日にポートモレスビーで、パプアニューギニア独立国におけるポリオ感染拡大防止及び撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポリオ感染拡大防止及び撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億六千三百万円
3　署名者
日　本　側　望月寿信在パプアニューギニア大使
世界保健機関側　ジョサイア・ティコ在パプアニューギニア事務所代表代行

令和八年三月十七日

外務大臣　茂木　敏充